

過誤申立スケジュール(寒川町)

サービス提供月	審査月 (請求月)	過誤調整が可能 となる月	過誤申立締切 (事業所→町)	再請求(事業所→国保連)	
				①同月過誤	②通常過誤
4月まで	5月	6月	7月10日まで	7月10日	8月10日
5月まで	6月	7月	8月10日まで	8月10日	9月10日
6月まで	7月	8月	9月10日まで	9月10日	10月10日
7月まで	8月	9月	10月10日まで	10月10日	11月10日
8月まで	9月	10月	11月10日まで	11月10日	12月10日
9月まで	10月	11月	12月10日まで	12月10日	1月10日
10月まで	11月	12月	1月10日まで	1月10日	2月10日
11月まで	12月	1月	2月10日まで	2月10日	3月10日
12月まで	1月	2月	3月10日まで	3月10日	4月10日
1月まで	2月	3月	4月10日まで	4月10日	5月10日
2月まで	3月	4月	5月10日まで	5月10日	6月10日
3月まで	4月	5月	6月10日まで	6月10日	7月10日

※ 過誤申立締切日が休日等の場合は、その前日までとなります。

- ①同月過誤の場合 例：4月のサービス提供分について、同月過誤として再請求する場合には、7月10日までに寒川町に過誤申立を行うとともに、7月10日までに国保連へ再請求を行う。
 ②通常過誤の場合 例：4月のサービス提供分について、通常過誤として再請求する場合には、7月10日までに寒川町に過誤申立を行うとともに、8月10日までに国保連へ再請求を行う。